

別紙2（第1の2関係）

畜産環境対策総合支援事業

第1 事業の内容

本事業は、「食料安全保障強化政策大綱」や「みどりの食料システム戦略」において、温室効果ガスの排出削減、化学肥料の低減、有機農業の面積拡大などの推進が掲げられている中、持続的な畜産物生産に向け、「堆肥の高品質化、ペレット化、堆肥を用いた新たな肥料の生産、広域流通による循環利用システムの構築」の推進や、畜産環境問題が畜産農家の生産意欲を抑制している現状に鑑み、温室効果ガスの排出削減に資する好気性強制発酵による堆肥の高品質化やペレット化など、耕種農家のニーズに対応した「土づくり堆肥」の生産・流通の促進により、家畜排せつ物の地域偏在を解消する取組を支援するとともに、悪臭防止や汚水処理について高度な畜産環境対策を実施する取組を支援することで、畜産環境問題の解決を図ることを目的とする。事業内容は、次のとおりとし、補助対象経費及び補助対象基準並びに補助率については、別表1及び別表2のとおりとする。

1 畜産堆肥流通体制支援事業

第2の1の事業実施主体が行う畜産農家等における好気性強制発酵による堆肥の高品質化など環境負荷低減の取組に対する理解醸成を図るための検討会の開催、情報発信、畜産農家等が高品質堆肥の流通等に取り組むにあたっての現状や課題を分析・把握するためのコンサルタントによる改善指導等の取組に必要な経費の一部について補助する。

2 畜産・土づくり堆肥生産流通体制支援事業

(1) 第2の2の事業実施主体又は第3の取組主体が行う耕種農家における堆肥、液肥ニーズの把握や生産方法の検討、広域流通等の促進を図るための協議会の開催、堆肥・液肥の成分分析、第3の取組主体が行う堆肥造粒機等の導入等に必要な費用の一部について補助する。

(2) 第2の2の事業実施主体又は第3の取組主体が行う堆肥のクロピラリド検査体制の構築に必要な研修、クロピラリド検査機器の導入等に必要な費用の一部について補助する。

3 畜産・土づくり施設等導入支援事業

第3の取組主体が行う好気性強制発酵による堆肥・液肥の高品質化、堆肥のペレット化等に係る施設等の整備又は補改修等に必要な費用の一部について補助する。

4 畜産環境関連施設等導入支援事業

第3の取組主体が行う高度な畜産環境対策を実施するための施設等の整備又は補改修及び当該施設等の整備又は補改修に併せて実施する畜産に由来する臭気の測定、排水の水質検査等に必要な費用の一部について補助する。

第2 事業実施主体

- 1 第1の1の事業実施主体は、畜産局長が別に定める公募要領により選定する公募選定団体とする。
- 2 第1の2から4までの事業実施主体は、地域の関係者が連携し一体となって本事業目的を達成するため、畜産を営む者に加え、地方公共団体、外部支援組織（コントラクター、TMRセンター、キャトルステーション等）、農業者の組織する団体、耕種農家、肥料業者などのうち、2者以上の異なる役割を担う者が参加する協議会であって、当該協議会の規約が次の（1）から（5）までの事項を全て満たしているものとする。
 - （1）目的は、本事業の趣旨に沿った内容であること。
 - （2）代表者、代表権の範囲及び代表者選任の手続を明らかにしていること。
 - （3）意思決定の機関及びその方法について定めがあり、意思決定に対する構成員の参加を不当に差別していないこと。
 - （4）共同利用施設等の利用法が公平を欠くものでないこと。
 - （5）収支計算書、会計帳簿を作成している等財務及び会計に関し必要な事項を明らかにしていること。
- 3 事業の事務手続を適正かつ効率的に行うため、代表者、意志決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法及びその責任者等を明確にした規約を定めているものに限る。

第3 取組主体

- 1 本事業の取組主体は、協議会の構成員である次の（1）から（11）までのいずれかの者とする。
 - （1）畜産を営む者
 - （2）農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の10第1項に規定する事業を行う法人をいう。以下同じ。）
 - （3）農事組合法人以外の農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する法人をいう。）
 - （4）株式会社又は持分会社
 - （5）特定農業団体（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第23条第4項の特定農業団体をいう。）
 - （6）事業協同組合又は事業協同組合連合会
 - （7）公益財団法人、公益社団法人、一般財団法人又は一般社団法人
 - （8）公社（地方公共団体が出資している法人をいう。）
 - （9）その他農業者の組織する団体（農業協同組合を除く。また、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体に限る。）
 - （10）農業協同組合又は農業協同組合連合会
 - （11）地方公共団体

- 2 本事業の取組主体は、次の全ての要件を満たすものとする。
- (1) 自ら率先して事業実施計画に定められた取組を実践すること。
 - (2) 地域へ貢献する意志を有し、当該地域や他の畜産関係者との連携を図ること。
 - (3) 将来にわたり、経営が安定的に継続することが見込まれること。
 - (4) 配合飼料を購入している場合は、配合飼料価格安定対策事業補助金交付等要綱（昭和50年2月13日付け50畜B第303号農林事務次官依命通知）に定める配合飼料価格安定基金の業務方法書に基づく配合飼料の価格差補てんに関する基本契約及び配合飼料の価格差補てんに関する毎年度行われる数量契約（以下「契約」という。）の締結を継続するものとする。また、事業実施年度の前年度に契約を締結していない者、自給飼料への転換等の合理的な理由がある者及び不特定の者が受益する取組を行う者については、この限りではない。

第4 施設等の貸付け

本事業により整備又は補改修した施設等を貸し付ける場合は、次の要件を満たすものとする。

- (1) 施設等の貸付けは、第3の1の(2)から(4)まで又は(6)から(11)までのいずれかに該当する取組主体が、第3の1の(1)から(5)までのいずれか又は(10)に該当する者（以下「借受者」という。）に貸し付ける場合に限ること。
- (2) 施設等の貸付けに係る要件
 - ア (1)により貸付けを行う者（以下「貸付主体」という。）が借受者に本事業により整備又は補改修した施設等を貸し付ける場合には、当該施設等は、貸付主体が自ら整備又は補改修した施設等、若しくは離農者等から買い入れ補改修した施設等であって、借受者に貸し付け、若しくは一定期間（原則として5年以内）貸し付けた後に借受者に売り渡すことを予定しているものであること。
 - イ 貸付主体が本事業により整備又は補改修した施設等を借受者に貸し付けるときには、賃貸借期間、賃貸借料、賃貸借料納入の期限及び方法、目的外使用の禁止等の事項について明記した賃貸借契約を、書面をもって締結すること。
 - ウ 貸付主体が借受者に施設等を貸し付けるに当たり賃借料を徴収する場合、その年間の徴収額は、原則として、「貸付主体負担（事業費－補助金）／当該施設の耐用年数＋年間管理費」により算出される額以内とすること。

第5 事業の成果目標及び目標年度

本事業の成果目標及び目標年度は次のとおりとする。

1 成果目標

- (1) 第1の1及び2の事業実施主体は、第7の事業実施計画と整合の取れた定量的な成果目標を設定するものとする。ただし、第1の2の(1)のうち堆肥造粒機等の導入を行う場合にあっては、第1の3の事業と同じ成果目標を設定するものとする。
- (2) 第1の3及び4の事業実施主体は、事業実施計画において、次の表の取組の区分に

応じ、同表の成果目標と同等又はこれを上回る成果目標を設定するものとする。

取組の区分	成果目標
堆肥又は液肥の生産・流通に係る取組	取組主体における堆肥又は液肥の生産量に占める 1 販売量の割合の 10 ポイント以上の増加 2 肥料業者への販売量の割合の 10 ポイント以上の増加 いずれか 1 つの目標を選択
焼却灰等の生産・流通に係る取組	取組主体における焼却灰等の生産量を増加させた上で、全量販売
悪臭低減に係る取組	事業場との敷地境界線上の臭気指数の 11%以上の低減（悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）に基づく規制地域外にあっては、臭気指数規制を導入している最寄りの指定地域における基準値に準ずる）
汚水処理に係る取組	事業場排水 10 当たりの硝酸性窒素等の 20%以上の低減、かつ水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）に定める一般排水基準以下へ低減

2 目標年度

目標年度は、第 1 の 1 及び 2 の事業については事業完了年度とし、第 1 の 3 及び 4 の事業については、事業完了年度の翌々年度とする。ただし、第 1 の 2 の（1）のうち堆肥造粒機等の導入を行う場合及び（2）のうちクロピラリド検査機器の導入を行う場合にあっては、事業完了年度の翌々年度を目標年度とする。

第 6 事業の実施基準

- 1 次の取組及び費用等は、補助対象としない（別表 1 に定める場合を除く。）。
 - （1）取組主体が、自己資金又は他の助成により事業を現に実施し、又は既に終了している取組（第 7 の 2 の（1）の複数年度にわたる事業実施計画書に基づく取組を除く。）
 - （2）既存施設、機械の代替として同種・同能力のものを再整備するいわゆる更新
 - （3）本事業以外に使用可能な汎用性のある運搬車両等の導入
 - （4）本体価格が 50 万円未満の機械等の導入又はリース導入に対する助成
 - （5）施設等の整備に伴う用地の買収又は造成に要する経費、既存施設等の撤去に要する経費、賃借に要する経費又は補償費。
 - （6）取組主体が畜産を営む者であって、生産した堆肥等を利用することに対し、国の他の事業から補助金の交付を受けている又は受ける予定である場合
- 2 補助対象事業費は、地域の実情に即した適正な現地実効価格により算定するものとし、整備する施設等の規模については、それぞれの目的に合致するものでなければなら

ないものとする。

なお、事業費の積算等については、「補助事業の効率的な実施について」（昭和 55 年 4 月 19 日付け 55 構改 A 第 503 号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長通知）及び「過大積算等の不当事態の防止について」（昭和 56 年 5 月 19 日付け 56 経第 897 号農林水産大臣官房長通知）によるものとする。

- 3 本事業により整備する施設等は、原則として、新品、新築又は新設によるものとし、耐用年数が 5 年以上、かつ、内部設備の法定耐用年数以上であることとする。ただし、既存の施設及び資材の有効利用並びに事業費の低減等の観点から、地域の実情に照らし適当な場合には、増築、併設、合体施行若しくは直営施行又は古品、古材若しくは間伐材の利用を推進するものとする。

なお、原則として、この場合の古品及び古材については、新資材等と一体的な施工及び利用管理を行う上で不都合のない適正な耐用年数を有するものとする。

- 4 施設の附帯設備のみの整備は、補助の対象外とする。
- 5 本事業により施設等を整備する場合にあっては、天災等により被災した際に円滑な補修及び再取得が可能となるよう国の共済制度又は民間の建物共済、損害補償保険等（天災等に対する補償を必須とする。）に確実に加入するものとする。
- 6 本事業により整備する施設等の能力及び規模は、事業実施主体内で十分協議し、適切な能力及び規模のものを選定するものとする。
- 7 本事業により整備する施設等と一体的に活用を図る既存施設がある場合は、既存施設を含めて成果目標を達成することとする。
- 8 補助対象経費は、本事業に直接要する経費であって、本事業の対象として明確に区分でき、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるものに限るものとする。
- 9 事業実施主体が自社製品の調達を行う場合、事業実施主体の利益等相当分を補助することは、補助の目的上ふさわしくないため、原価（自社製品の製造原価等）をもって補助対象経費を計上するものとする。なお、製造原価を算出することが困難である場合は、他の合理的な理由をもって原価と認める場合がある。
- 10 施設等の整備に当たっては、原則として別表 1 の補助率に掲げる基準事業費を補助対象の上限とする。ただし、地域の実情等やむを得ない事由により、基準事業費を超えて施行する必要があると都道府県知事が特に認める場合には、地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては当該都府県を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。）と協議の上、特認事業費を上限として補助対象とすることができるものとする。

なお、都道府県知事は、事業に係る各経費を十分確認し、資材価格の動向や地域的な要因等を検証した上で、事業費が適切かつ最小限となるよう留意するものとする。

第 7 事業の実施等

交付等要綱第 6 の農林水産省畜産局長（以下「畜産局長」という。）が別に定める事業の具体的な手続等は、次のとおりとする。

1 第1の1の事業

- (1) 事業実施主体の選定は、畜産局長が別に定める公募要領により行うものとする。選定された事業実施主体は、交付等要綱第9第1項に定める交付申請書を作成し、事業実施計画（別記様式第1号）を添付し、農林水産大臣に提出するものとする。なお、交付申請書を提出した月の初日から行われる取組について補助の対象とする。この場合、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適化法」という。）第6条第1項の交付の決定（以下「交付決定」という。）までのあらゆる損失等は、自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。
- (2) 事業実施計画の変更（交付等要綱別表に掲げる重要な変更に限る。）は、交付等要綱第15第1項の規定に基づく変更等承認申請書の提出をもって、これに代えることができる。

2 第1の2から4までの事業

- (1) 事業実施主体は、事業実施計画書（第1の2及び3の事業については別記様式第2号、第1の4の事業については別記様式第3号）を作成するものとする。併せて取組主体は、「畜産における「みどりのチェックシート」及び解説書について」（令和4年10月31日付け4畜産第1660号農林水産省畜産局企画課長通知）で定めるチェックシートを作成し、事前に事業実施主体に提出するものとする。

なお、第1の3及び4の事業に限っては、工程上単年度での事業完了が不可能である場合に限り、複数年度にわたる事業実施計画書を作成できるものとする。ただし、交付等要綱第11の交付決定に当たっては、次年度以降の交付決定を保証するものではない。
- (2) 事業実施主体は、都道府県知事が別に定める交付申請書に事業実施計画書を添付し、都道府県知事に提出するものとする。

ただし、都道府県知事が必要と認める場合にあっては、市町村長を經由して都道府県知事に提出することができるものとする。
- (3) 都道府県知事は、(2)により提出された交付申請書について、事業の内容を踏まえ、都道府県事業実施計画総括表（別記様式第4号）を作成し、交付等要綱第9第1項に定める交付申請書に添付し、交付等要綱別表で定める交付決定者に提出するものとする。また、都道府県知事は、地方農政局長等の求めに応じ、事業実施計画書を交付申請書の提出より前に提出しなければならない。
- (4) 事業の採点基準については、別添1に定めるものとする。
- (5) 都道府県知事は、本事業に係る補助金の交付を受けた事業実施主体が交付等要綱並びに本要領に定める要件を満たさないこと等が補助金の交付後に判明した場合には、当該事業実施主体等に指示を行い、当該補助金の全額又は一部を速やかに返納させるものとする。
- (6) 事業実施計画の変更（交付等要綱別表に掲げる重要な変更に限る。）については、交付等要綱第15第1項の規定に基づく変更等承認申請書の提出をもって、これに代えることができる。

(7) 都道府県知事は、市町村等を経由して本事業の実施に係る各種手続きを実施する場合、必要な手続を別途定めることができる。

3 費用対効果分析

第1の3及び4の事業の費用対効果分析は、「強い農業づくり総合支援交付金の費用対効果分析の実施について」（令和4年4月1日付け3新食第2087号、3農産第2896号、3畜産第1989号農林水産省総括審議官（新事業・食品産業）、農林水産省農産局長、農林水産省畜産局長通知）に準じて実施し、投資効率等を十分検討するものとする。

4 事業の着工等

(1) 第1の2から4までの事業実施主体は、交付決定後に着工又は着手（以下「着工等」という。）を行うものとする。ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情により、交付決定前に事業の着工等を行う場合にあっては、あらかじめ、その理由を明記した交付決定前着手届（別記様式第8号）を作成し、都道府県知事に提出するものとする。

(2) (1)のただし書により交付決定前に事業の着工等を行う場合にあっては、事業の内容が明確となり、かつ、補助金の交付が確実となつてから、着工等を行うものとし、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

(3) 都道府県知事は、事業実施主体が(1)のただし書に基づいて交付決定前に事業に着手する場合には、事前にその理由等を十分に検討して、交付決定前に着手する範囲を最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。

(4) 都道府県知事は、事業実施主体から(1)の交付決定前着手届の提出があった場合は、地方農政局長等にその写しを提出するものとする。

第8 事業の実施状況の報告等

1 第1の2（堆肥造粒機等及びクロピラリド検査機器の導入を実施した事業実施主体に限る。）、3及び4の事業実施主体は、別記様式第6号により、事業完了年度から目標年度の前年度までの間において、毎年度、当該年度における事業実施状況を、当該年度の翌年度の7月末日までに、都道府県知事に報告するものとし、報告を受けた都道府県知事は、別記様式第7号に事業実施主体の事業実施状況の写しを添付の上、同年度の9月末日までに地方農政局長等へ報告するものとする。

2 都道府県知事は、1の事業実施状況報告の内容について確認し、成果目標に対して事業の進捗状況が遅れていると判断される場合等は、必要に応じて、事業実施主体に対して指導を行うものとする。

第9 事業の評価及び推進指導

1 第1の1の事業実施主体は、別記様式第5号により、目標年度における成果目標の達成状況について自己評価を行い、目標年度の翌年度の7月末日までに、畜産局長に報告

するものとする。

- 2 第1の2から4までの事業実施主体が行う事業評価の報告は、別記様式第6号により、目標年度の翌年度の7月末日までに、都道府県知事へ報告するものとし、報告を受けた都道府県知事は、別記様式第7号により、同年度の9月末日までに地方農政局長等へ報告するものとする。
- 3 地方農政局長等による評価は、事業実施主体の自己評価が成果目標の達成度及び成果目標の達成に向けて実施した取組の内容に関し適正になされているかどうかについて行うものとし、その結果、事業評価が適切になされていないと判断される場合には、都道府県知事を通じて事業実施主体に対し、再度適切に評価を実施するよう指導するものとする。
- 4 地方農政局長等は、2により提出を受けた内容について、関係部局で構成される検討会を開催し、その評価を行うものとする。なお、検討会の開催に当たり、必要に応じ都道府県知事を通じて事業実施主体から聞き取りを行い、評価結果をとりまとめることとする。
- 5 地方農政局長等は、畜産局長に対し、検討会開催後速やかに評価結果を報告するものとする。
- 6 推進指導（第11の指導を含む。）は、事業実施主体の責に帰さない社会的情勢の変化等による場合を除き、事業実施計画に掲げた成果目標が達成されていない場合に実施するものとし、都道府県知事を通じて事業実施主体に対し、引き続き目標達成に取り組むよう指導するとともに、成果目標の達成に必要な指導を行い、成果目標が達成されるまでの間、改善状況の報告をさせるものとする。
- 7 地方農政局長等は、6により事業実施主体を指導した場合には、その内容及び改善計画の写しを畜産局長に報告するものとする。

第10 交付対象事業の公表

事業の適正実施と透明性の確保を図るため、都道府県知事は、補助金の交付対象事業が完了し、交付等要綱第21により補助金の額が確定した場合、実施した交付対象事業の概要について、事業完了年度の翌年度中に都道府県のホームページへ掲載する等の方法により公表を行うものとする。

第11 調査及び報告

畜産局長及び地方農政局長等は、本要領に定めるもののほか、事業実施状況及び事業実績について、必要に応じて、都道府県、事業実施主体に対し調査し、報告を求め、又は指導することができるものとする。

第12 管理運営

1 管理運営

(1) 取組主体は、本事業により整備した施設等を、常に良好な状態で管理し、必要に応

じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ることで適正に管理運営するものとする。

- (2) 取組主体は、処分制限期間中は、本事業により整備した施設を発電に要する設備として活用し、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく固定価格買取制度（以下「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」という。）による売電を行わないこと。再生可能エネルギーの固定価格買取制度により売電する場合は、既に交付した補助金の全部又は一部について国に返納すること。ただし、補助の目的を達成し、処分制限期間が終了した施設等については、この限りではない。

2 管理委託

施設等の管理は、原則として、取組主体が行うものとする。

ただし、第4の施設等の貸付けを行う場合及び取組主体が施設等の管理運営を直接行い難い場合には、取組主体以外の者に管理運営を委託することができるものとする。

3 指導監督

都道府県知事は、本事業の適正な推進が図られるよう、事業実施主体に対し、取組主体及び施設等の管理を行う者による適正な施設等の管理運営を指導するとともに、事業実施後の管理運営・利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、都道府県知事は、関係書類の整備、施設等の管理、処分等において適切な措置を講じるよう、事業実施主体等を十分に指導監督するものとする。

第13 補助金の経理の適正化

都道府県における本事業に係る補助金の経理は、「都道府県の事業費に対する補助金の経理の適正化について」（平成7年11月20日付け7経第1741号農林水産事務次官依命通知）により厳正に行うものとする。

第14 事業名等の表示

本事業により整備した施設等には、本事業名、事業実施年度、事業実施主体名及び取組主体名を表示するものとする。

第15 他の施策との関連

事業実施主体は、作業従事者及び本作業の受益者となる農業者等に対し、労働安全に関する講習会等に参加させるよう努めるものとする。

第16 事務手続等

本事業の事務手続や補助対象経費の取扱いについては、別添2のとおりとする。

別表1 (第1関係)

補助対象経費	補助対象基準	補助率
<p>1 畜産堆肥流通体制支援事業</p> <p>(1) 環境負荷軽減の取組に対する畜産農家等の理解醸成等の促進を図るための検討会の開催に必要な経費</p> <p>(2) 環境負荷軽減に取り組む優良事例の収集・調査に必要な経費</p> <p>(3) 畜産農家等の理解醸成等を図るための情報発信に必要な経費</p> <p>(4) 高品質堆肥の生産等の技術的課題に対する専門家による現地指導等に必要な経費</p> <p>(5) 高品質堆肥の流通等の現状や課題に対するコンサルタントによる改善指導等に必要な経費</p>		<p>定額</p> <p>定額</p> <p>定額</p> <p>定額</p> <p>定額</p>

<p>2 畜産・土づくり堆肥生産流通体制支援事業</p> <p>(1) 好気性強制発酵による堆肥の高品質化の検討、広域流通等の促進を図るための協議会の開催等に必要経費</p> <p>(2) クロピラリド検査体制を構築するために必要経費</p>	<p>以下の取組に必要な経費とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 協議会の開催 2 堆肥等の成分分析 3 堆肥等の試験提供 4 堆肥造粒機等の導入（堆肥の高品質化、ペレット化、袋詰め及びその他堆肥の流通を促進するために必要と認められる機械の導入とする。） 5 堆肥を肥料業者に販売するために必要経費への助成 取組主体と肥料業者の長期利用供給協定等により、堆肥の販売が継続することが確実な場合であって、4の堆肥の高品質化、ペレット化に必要な機械導入を行う取組主体に限る。 <ol style="list-style-type: none"> 1 クロピラリド検査体制構築のための研修受講に必要な経費 2 外部機関による堆肥中のクロピラリド検査に必要な経費 3 クロピラリドに起因する生育障害が発生した際の初動対応（法律相談）に必要な経費 4 クロピラリド検査機器の導入 （「飼料及び堆肥に残留する除草剤（クロピラリド）の簡易判定法と被害軽減対策マニュアル（第3版）」（国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構）又は「肥料等試験法」（独立行政法人農林水産消費安全技術センタ 	<p>1 事業実施計画書当たりの補助金の上限は、3千万円とする（ただし、機械装置等導入費を除く。）</p> <p>1～3 定額</p> <p>4 1/2以内</p> <p>5 定額 (15千円/t以内)</p> <p>1～3 定額</p> <p>4 1/2以内</p>
---	---	--

	<p>一) に基づき、堆肥中のクロピラリド残留濃度を分析できる機器とする。)</p>	
<p>3 畜産・土づくり施設等導入支援事業</p> <p>(1) 好気性強制発酵による堆肥等の高品質化、ペレット化等に係る施設等の整備又は補改修に必要な経費</p>	<p>1 施設等の整備又は補改修に当たっては、次の(1)から(4)までの要件を全て満たすことを要するものとする。</p> <p>(1) 家畜排せつ物を原料として好気性強制発酵を用いて堆肥を生産する施設等とする。</p> <p>(2) 整備又は補改修する施設等は、資源循環型社会の形成に資するとともに、周辺住民から理解を得られる適正な規模及び処理能力を備えるものであり、再生可能エネルギーの固定価格買取制度を活用して売電するための発電に要する施設として利用しないこと。</p> <p>(3) 当該施設等を利用する経営体から発生する家畜排せつ物を適正に処理し得る能力を有すること。</p> <p>(4) 原料である家畜排せつ物の調達方法、生産された肥料の需要のほか、既存の堆肥生産施設の設置位置、生産能力、稼働状況等を十分に考慮するものとする。</p> <p>2 施設等の整備又は補改修に当たっては、悪臭や水質汚濁等の公害の発生防止を図る観点から、風向きや施設の配置には十分配慮するものとする。</p> <p>3 取組主体は、資源循環型社会の形成や大気、水等の環境保全に資するため、家畜排せつ物の適正な管理や臭気及び排水等の経営体外への排出等に際して、関連する環境法令を遵守していること。</p> <p>4 取組主体は、肥料の品質の確保等に関する法律(昭和25年法律第127号)に基づく登録又は届出及び表示等を適正に行っていること。</p>	<p>1/2 以内</p> <p>(堆肥化処理施設については、基準事業費を500 m²未満は62千円/m²、500 m²以上は59千円/m²、特認事業費を500 m²未満は80千円/m²、500 m²以上は76千円/m²とする。)</p>

	<p>5 整備又は補改修する施設等は次のとおりとする。</p> <p>(1) 堆肥化処理施設（堆肥舎、堆肥発酵施設（密閉型堆肥化装置及び一体的に整備する脱臭装置を含む。）、乾燥施設、堆肥調整保管施設、堆肥流通施設（堆肥の流通を促進するための袋詰、ペレット化等の設備を備えた施設）等）、液肥化処理施設（ばっ気槽、貯留槽、スラリータンク等）、衛生対策設備（車両消毒施設、車両洗浄施設、トラックスケール等とする。ただし、複数の畜産農家から家畜排せつ物や堆肥を受け入れる堆肥化処理施設に限る。）。</p> <p>(2) (1) の施設と一体的に整備する設備</p> <p>(3) (1) の施設と一体的に整備する機械（堆肥散布機、切返作業機、堆肥運搬車（特装しているものに限る。））</p> <p>(4) (1) の施設の整備又は補改修に伴い、既存施設又は設備の撤去又は原状回復を行うことができるものとする。ただし、成果目標の達成のために必要な、最小限の範囲に限る。</p> <p>(5) 交付事業等により取得した財産の改修等を実施する場合は、あらかじめ「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」（平成 20 年 5 月 23 日付け 20 経第 385 号農林水産省大臣官房経理課長通知。以下「財産処分通知」という。）により財産処分申請を行い、財産処分の承認を受けている、又は承認を受ける見込みであること。</p> <p>(6) 廃棄設備等を売却する場合、売却で得た対価（当該売却に係る経費を控除した額をいう。）については、これを交付対象経費から控除すること。</p> <p>6 施設と一体的に整備する設備は、次の(1)から(3)までを全て満たすものとする。</p> <p>(1) 5で整備する施設と併せて設置する設備</p>	<p>（液肥化処理施設については、基準事業費を 1,000 m³未満は 48 千円 / m³、1,000 m³以上は 23 千円 / m³、特認事業費を 1,000 m³未満は 62 千円 / m³、1,000 m³以上は 29 千円 / m³とする。）</p>
--	---	---

<p>(2) 家畜排せつ物等 焼却ボイラー施設等の整備に必要な経費</p>	<p>であること。</p> <p>(2) 堆肥又は液肥の水分調整、発酵、調整、ペレット化、の基本的な処理工程に直接関わる設備であること。</p> <p>(3) 施設に備え付けられた後は容易に物理的に分離できないか、又は、施設で行われる処理工程の在り方に本質的に関わるものであること。</p> <p>7 堆肥・液肥の肥料成分等について分析を行い、耕種農家等の堆肥需用者のニーズに合うものを販売すること。</p> <p>8 施設の補改修に当たっては、原則として、交付対象となる施設等の整備後の耐用年数が5年以上であること。</p> <p>9 複数の畜産経営から家畜排せつ物や堆肥を受け入れる堆肥化处理施設の整備にあつては、畜産経営での家畜伝染病発生に備え、都道府県と協議の上、マニュアルを整備する等、病原体拡散防止措置及びまん延防止対策に十分配慮すること。</p> <p>10 堆肥を肥料業者に販売するために必要な経費への助成 取組主体と肥料業者の長期利用供給協定等により、堆肥の販売が継続することが確実な場合であつて、5の整備又は補改修を行う取組主体に限る。</p> <p>1 整備する施設等は、焼却灰等を肥料又は肥料原料として利用するための家畜排せつ物等焼却ボイラー施設等及び一体的に整備する附帯設備とし、次の要件を全て満たすこと。</p> <p>(1) 発生した焼却灰等の全量を肥料又は肥料原料として販売すること。</p> <p>(2) 取組主体と肥料業者等の販売先との間の長期利用供給協定等により焼却灰等の販売が継続することが確実であること。</p> <p>(3) 整備する施設等は、資源循環型社会の形成に資するとともに、周辺住民から理解を</p>	<p>定額 (15 千円/t 以内)</p> <p>1/2 以内</p>
---	--	--

	<p>得られる適正な規模及び処理能力を備えるものであり、再生可能エネルギーの固定価格買取制度を活用して売電するための発電に要する施設として利用しないこと。</p> <p>(4) 当該施設等を利用する経営体から発生する家畜排せつ物を適正に処理し得る能力を有すること。</p> <p>(5) 原料である家畜排せつ物の調達方法、生産された肥料の需要のほか、既存の堆肥生産施設の設置位置、生産能力、稼働状況等を十分に考慮すること。</p> <p>2 施設等の整備等に当たっては、悪臭や水質汚濁等の公害の発生防止を図る観点から、風向きや施設の配置には十分配慮すること。</p> <p>3 取組主体は、資源循環型社会の形成や大気、水等の環境保全に資するため、家畜排せつ物の適正な管理や臭気及び排水等の経営体外への排出等に際して、関連する環境法令を遵守していること。</p> <p>4 取組主体は、肥料の品質の確保等に関する法律に基づく登録又は届出及び表示等を適正に行っていること。</p> <p>5 施設と一体的に整備する設備は、施設に備え付けられた後は容易に物理的に分離できないか、又は、施設で行われる処理工程の在り方に本質的に関わるものであること。</p>	
<p>4 畜産環境関連施設等導入支援事業</p> <p>(1) 高度な畜産環境対策を実施するための施設の整備又は補改修に必要な経費</p>	<p>1 施設等の整備又は補改修に当たっては、次の要件を全て満たすことを要するものとする。</p> <p>(1) 脱臭施設を整備又は補改修する場合は、畜舎、堆肥処理施設等から発生する臭気を、悪臭防止法第4条の規制基準以下に処理し得る能力を有すること。</p> <p>(2) 汚水処理施設を整備又は補改修する場合は、当該施設を利用する経営体から発生す</p>	<p>1/2 以内</p>

	<p>る汚水を水質汚濁防止法に定める一般排水基準以下に処理し得る能力を有すること。</p> <p>(3) 整備又は補改修する施設等は、資源循環型社会の形成に資するとともに、周辺住民から理解を得られる適正な規模及び処理能力を備えるものであり、再生可能エネルギーの固定価格買取制度を活用して売電するための発電に要する施設として利用しないこと。</p> <p>(4) 当該施設等を利用する経営体から発生する家畜排せつ物を適正に処理し得る能力を有すること。</p> <p>(5) 既存の施設等の設置位置、生産能力、稼働状況等を十分に考慮するものとする。</p> <p>2 施設等の整備又は補改修に当たっては、悪臭や水質汚濁等の公害の発生防止を図る観点から、風向きや施設の配置には十分配慮するものとする。</p> <p>3 取組主体は、資源循環型社会の形成や大気、水等の環境保全に資するため、家畜排せつ物の適正な管理や臭気及び排水等の経営体外への排出等に際して、関連する環境法令を遵守していること。</p> <p>4 整備又は補改修する施設等は次のとおりとする。</p> <p>(1) 汚水処理施設 貯留槽、浄化処理施設、スラリータンク等</p> <p>(2) 脱臭施設</p> <p>(3) (1) 及び (2) の施設と一体的に整備する設備</p> <p>5 施設と一体的に整備する設備は、次の (1) から (3) までを全て満たし、周辺環境への影響低減に直接関わるものとする。</p> <p>(1) 4 で整備する施設と併せて設置する設備であること。</p> <p>(2) 汚水処理の設備に当たっては、固液分離、ばっ気、脱窒等基本的な処理工程に直接に</p>	<p>汚水処理施設については、基準事業費を 1,000 m³ 未満は 48 千円/m³、1,000 m³ 以上は 23 千円/m³、特認事業費を 1,000 m³ 未満は 62 千円/m³、1,000 m³ 以上は 29 千円/m³ とする。</p>
--	--	---

<p>(2) 臭気測定、水質検査等に係る経費</p>	<p>関わり、かつ、施設に備え付けられた後は容易に物理的に分離できないか又は施設で行われる処理工程の在り方の本質に関わるものであること。</p> <p>(3) 脱臭処理の設備に当たっては、臭気の吸引、洗浄除去等基本的な処理工程に直接に関わり、かつ、施設に備え付けられた後は容易に物理的に分離できないか又は施設で行われる処理工程の在り方の本質に関わるものであること。</p> <p>6 施設の補改修に当たっては、原則として、交付対象となる施設等の整備後の耐用年数が5年以上であること。</p> <p>施設の整備又は補改修と併せて実施する取組であること。</p>	<p>定額</p>
----------------------------	---	-----------

別表 2 (第 1 関係)

補助対象経費の細目等

- 1 畜産・土づくり堆肥生産流通体制支援事業並びに畜産環境関連施設等導入支援事業のうち臭気測定及び水質検査等に要する経費は、次の費目ごとに整理することとする。
また、畜産堆肥流通体制支援事業については、別に定める公募要領によるものとする。

費目	細目	内容	備考
事業費	会場借料	事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	
	薬品費	事業を実施するために直接必要な試薬、検査キット等の経費	・薬品は物品受払簿で管理すること
	機械装置等導入費	<ul style="list-style-type: none"> ・堆肥の高品質化、ペレット化、袋詰め及びその他堆肥の流通を促進するために必要な機械の導入費 ・クロピラリド検査機器の導入費 ・堆肥を肥料業者に販売するために必要な経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・取得単価が 50 万円以上の機械及び器具については、見積書(原則 3 社以上、該当する設備備品を 1 社又は 2 社のみが扱っている場合を除く。)やカタログ等を添付すること。
	通信運搬費	事業を実施するために直接必要な郵便代、運送代及びデータ通信の経費	<ul style="list-style-type: none"> ・切手は物品受払簿で管理すること ・電話等の通信費については、基本料を除く
	借上費	事業を実施するために直接必要な実験機器、事務機器、分析機器、農業用機械、現地確認のための自動車等の借上経費	・事業実施に必要なとなる期間に係る経費に限る

	印刷製本費	事業を実施するために直接必要な資料等の印刷に係る経費	
	原材料費	事業を実施するために直接必要な材料の経費	・原材料は物品受払簿で管理すること
	消耗品費	事業を実施するために直接必要な以下の経費 ・短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う少額な物品の経費	・消耗品は物品受払簿で管理すること
	普及啓発費	事業を実施するために直接必要なホームページ作成のためのサーバー利用料等の経費、広告・普及啓発に要する経費	
	研修受講費	事業を実施するために直接必要な研修の受講に要する経費	
	法律相談費	クロピラリドに起因する生育障害が発生した際の法律相談に要する経費	
旅費	調査員旅費	事業を実施するために直接必要な資料収集、各種調査、打合せ、成果発表、研修等に必要経費	
	委員旅費	事業を実施するために直接必要な会議の出席又は技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
	講師旅費	研修会等を開催するために依頼した専門家に支払う経費	
謝金		事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、資料の収集等について協力を得た人に対する謝金に必要な経費	・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること ・事業実施主体、取組主体に従事する者に対する謝金は認めない
委託費		事業の交付目的たる事業の一部を他の者に委託するために必要な経費	・委託を行うに当たっては、第三者に委託する

			<p>ことが必要かつ合理的、効果的な業務に限り実施できるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助金の額の50%未満とすること。 ・民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限る。
役務費		事業を実施するために直接必要かつ、それだけでは本事業の成果とは成り立たない分析、検査、試験等を行う経費	
雑役務費	手数料	事業を実施するために直接必要な謝金等の振込手数料	

上記欄の経費であっても、補助事業の有無にかかわらず事業実施主体で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルは認めない。

2 附帯事務費

補助対象となる附帯事務費は、都道府県が事業の推進に必要な指導・監督、調査・検討を行うのに要する経費であって、その額は、対象となる事業に要する総事業費に1.0%を乗じて得た額以内とする。なお、附帯事務費の使途基準については、以下のとおりとする。

(附帯事務費の使途基準)

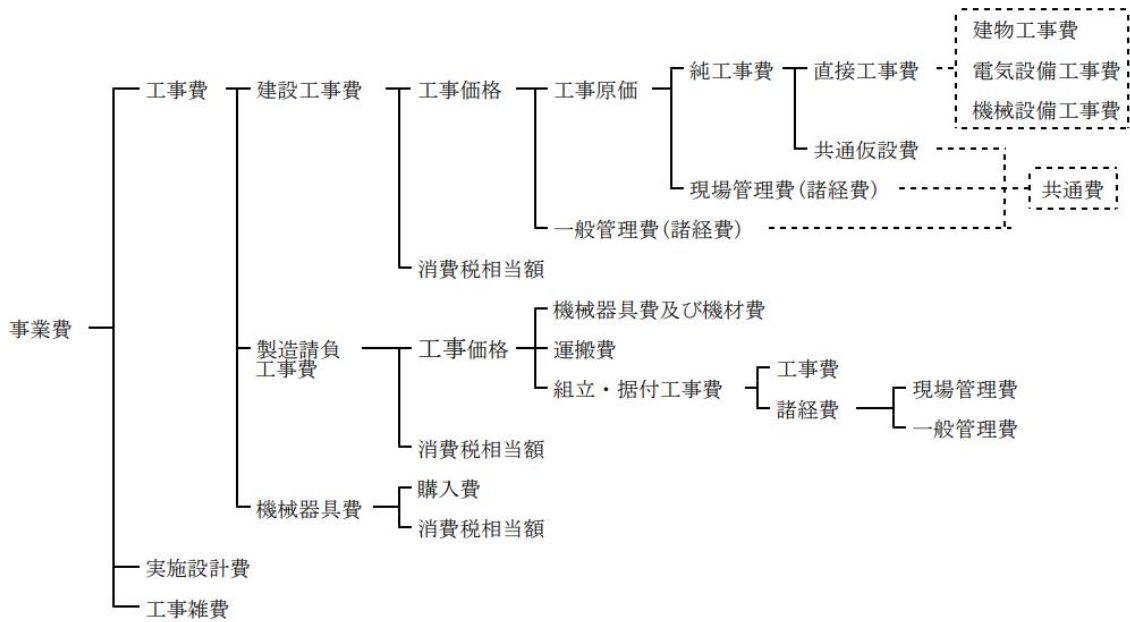
区 分	内 容
旅 費	<p>普通旅費（設計審査、検査等のために必要な旅費）</p> <p>日額旅費（官公署等への常時連絡及び工事の施行、監督、測量、調査又は検査のための管内出張旅費）</p> <p>委員等旅費（委員に対する旅費）</p> <p>費用支弁（地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）による改正後の地方公務員法（昭和25年法律</p>

	第 261 号) 第 2 2 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する会計年度任用職員 (以下「会計年度任用職(パートタイム)」という。)に対する旅 費)
賃 金	日々雇用される雑役並びに事務及び技術補助員に対する賃金
給 与	会計年度任用職員(日々雇用される雑役並びに事務及び技術補助員) に対して地方公共団体が支払う給与
報 酬	会計年度任用職員(日々雇用される雑役並びに事務及び技術補助員) に対して地方公共団体が支払う報酬
職 員 手 当 等	会計年度任用職員に対して地方公共団体が支払う時間外手当、宿直 手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、通勤手当、期末手当、特殊勤 務手当、地域手当、初任給調整手当、へき地手当 ただし、会計年度任用職員(パートタイム)にあつては、期末手当 に限る
共 済 費	賃金、給与及び報酬が支弁される者に対する社会保険料
報 償 費	謝金
需 用 費	消耗品費(各種事務用紙、帳簿、封筒等の文房具、その他消耗品費) 燃料費(自動車等の燃料費) 食糧費(当該事業遂行上特に必要な会議用弁当、茶菓子賄料等) 印刷製本費(図面、諸帳簿等の印刷費及び製本費) 修繕費(庁用器具類の修繕費)
役 務 費	通信運搬費(郵便料、電信電話料及び運搬費等)
使用料及び賃借料	会場借料、自動車、事業用機械器具等の借料及び損料
備 品 購 入 費	当該事業実施に直接必要な機械器具等購入費
市町村附帯事務費	当該事業実施において市町村が使用する、旅費、賃金、給料、報酬、 共済費、報償費、需用費、役務費、使用料、賃借料及び備品購入 費

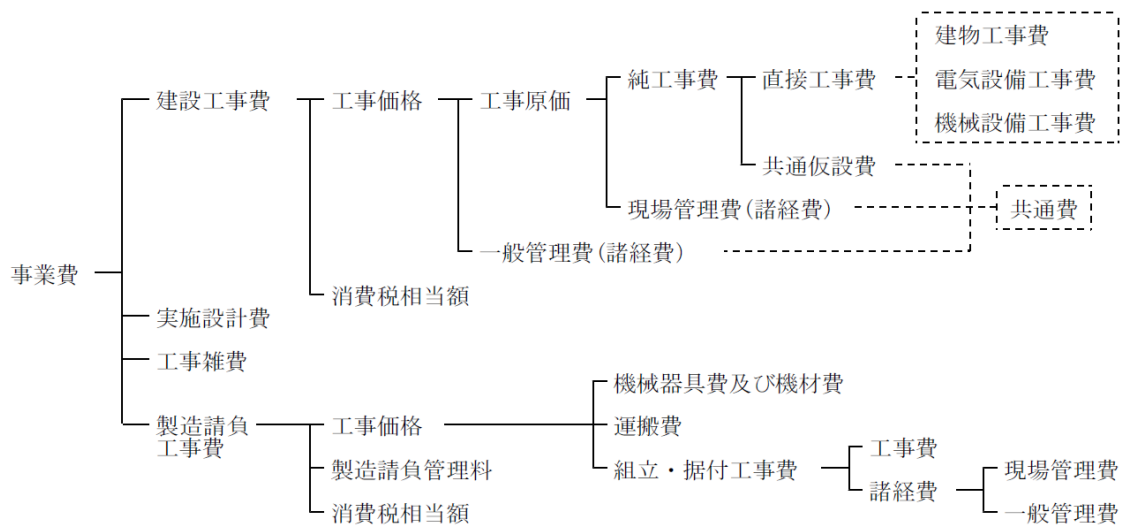
別表3 (別添2 第4の2関係)

畜産・土づくり施設等導入支援事業、畜産環境関連施設等導入支援事業の
事業費構成の標準

1 請負施行の場合



2 代行施行の場合



別表4 (別添2 第4の3関係)

共通仮設費

区分	内容
準備費	敷地測量及び整理、仮道路、仮橋、道板、借地その他占有料等に関する費用
仮設建物費	仮現場事務所倉庫、宿舍等直接工事に共通的に必要な仮施設等の設置・撤去及び補修等に要する費用
工事施設費	仮囲、工事用道路、歩道構台、場内通信設備等の工事用施設等の設置・撤去及び補修等に要する費用
試験調査費	地耐力試験、施設の機能試験、材料及び製品試験等に要する費用
整理清掃費	整理清掃、屋外後片付け清掃、屋外発生材処分、養生等に要する費用
動力用水光熱費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに動力、用水、光熱等に関する引込負担金等に要する費用
機械器具費	共通仮設用機械及び機械器具修繕に要する費用
安全費	工事施工のための安全に要する費用で、警備員、交通整理員等の安全監理及び安全標識、合図等に要する費用
運搬費	共通仮設に伴う運搬に要する費用
その他	上記のいずれにも属さない共通仮設等に伴う費用

別表5（別添2 第4の3関係）

現場管理費

区分	内容
労務管理費	現場労働者及び現場雇用労働者の労務管理に要する費用、募集及び解散に要する費用、厚生に要する費用、純工事費に含まれない作業用具及び作業用被服等の費用、賃金以外の食事、通勤費等に要する費用、安全及び衛生に要する費用、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による給付以外に災害時に事業主が負担する費用
租税公課	工事契約書等の印紙代、申請書・謄抄本登記等の証紙代等、諸官公署手続費用
保険料	火災保険、工事保険、自動車保険、組立保険、賠償責任保険及び法定外の労災保険の保険料
従業員給与手当	現場従業員及び現場雇用労働者の給与、諸手当（交通費、住宅手当等）及び賞与、施工図等を外注した場合の設計費等
退職金	現場従業員に対する退職給与引当金繰入額及び現場雇用労働者の退職金
法定福利費	現場従業員及び現場労働者及び現場雇用労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額並びに建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額
福利厚生費	現場従業員に関する厚生、貸与被服、健康診断、医療等に要する費用
事務用品費	事務用消耗品費、事務用備品、新聞・図書・雑誌等の購入費、工事写真代等の費用
通信交通費	通信費、旅費及び交通費
補償費	工事施工に伴って通常発生する騒音、振動、濁水、工事用車両の通行等に対して、近隣の第三者に支払われる補償費。ただし、電波障害等に関する補償費を除く。
原価性経費配賦額	本来現場で処理すべき業務の一部を本店及び支店が処理した場合の経費の配賦額
雑費	会議費、式典費、工事实績等の登録等に要する費用、その他上記のいずれの科目にも属さない費用

別表6 (別添2 第4の3関係)

一般管理費

区分	内容
役員報酬	取締役及び監査役に要する経費
従業員給与手当	本店及び支店の従業員に対する給与、諸手当及び賞与（賞与引当金繰入額を含む。）
退職金	本店及び支店の役員及び従業員に対する退職金（退職引当金繰入額及び退職年金掛け金を含む。）
法定福利費	本店及び支店の従業員に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額
福利厚生費	本店及び支店の従業員に対する慰安、娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等の福利厚生等に要する費用
維持修繕費	建物、機械、装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費等
事務用品費	事務用消耗品、固定資産に計上しない事務用品、新聞参考図書等の購入費
通信交通費	通信費、旅費及び交通費
動力用水光熱費	電力、水道、ガス等の費用
調査研究費	技術研究、開発等の費用
広告宣伝費	広告、公告又は宣伝に要する費用
交際費	得意先、来客等の接待、慶弔見舞等に要する費用
寄付金	社会福祉団体等に対する寄付
地代家賃	事務所、寮、社宅等の借地借家料
減価償却費	建物、車両、機械装置、事務用品等の減価償却額
試験研究償却費	新製品又は新技術の研究のための特別に支出した費用の償却額
開発償却費	新技術又は新経営組織の採用、資源の開発並びに市場の開拓のための特別に支出した費用の償却額
租税公課	不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占有料その他の公課
保険料	火災保険その他の損害保険料
契約保証費	契約保証に必要な費用
雑費	社内打合せの費用、諸団体会費等の上記のいずれの項目にも属さない費用

別表7 (別添2 第4の3関係)

工事雑費

区分	内容
報酬	用地買収交渉、土地物件等の評価、登記事務
賃金	日々雇用者賃金（測量、事務、現場監督補助人夫等の賃金）
共済費	賃金に係る社会保険料
需用費	消耗品費、燃料費、光熱水料、印刷製本費、広告費、修繕費、食糧費（事業遂行上特に必要な会議用弁当、茶菓子賄料等とする。）
役務費	通信運搬費、手数料、筆耕翻訳料、雑役務費
委託費	測量、設計、登記等の委託費
旅費	事業実施の打合せ等に必要な旅費
使用量及び 賃借料	土地建物、貨客兼用自動車、事業用機械器具の借料及び損料
備品購入費	事業実施に直接必要な庁用器具及び事務用機械器具
公課費	
代行施行管理料	代行施行における受託代行者の事業施行管理料

別添 1（第 7 の 2 関係）

畜産環境対策総合支援事業に係る採点基準

- 1 都道府県は、事業実施主体が作成した事業実施計画について精査し、別表 1 の補助対象基準に定める要件を満たしていることを確認するとともに、Ⅰ及びⅡの採点基準に基づき審査・採点を行い、適当であると認められる事業実施計画を取りまとめ、地方農政局等の求めに応じ提出するものとする。
- 2 地方農政局等は、都道府県から提出された事業実施計画について、必要に応じて都道府県に対してヒアリング等を行うものとする。
- 3 畜産局長は、都道府県から提出された事業実施計画について、ポイントが上位の事業実施計画から順に採択するものとする。ただし、事業実施期間が複数年の事業の 2 年目以降の事業に係る事業実施計画が含まれる場合には、まず、これらの事業実施計画を採択優先順位の上位に位置付けた上で、その他の事業実施計画の採択優先順位を定めるものとする。なお、同ポイントの事業実施計画が複数あった場合は、補助金額が低いものを上位として順位を定める。
- 4 畜産局長は、事業実施計画の内容について指摘等がある場合は、事業実施主体に対し、指摘等を反映させた事業実施計画等を提出させることができることとする。なお、この場合にあっても、当初の採点を変更することは行わないものとする。
- 5 事業の要件を満たす場合であっても、次の事項に該当する場合には、採択しないものとする。
 - (1) 過去 3 ヶ年に適化法第 17 条第 1 項又は第 2 項に基づく交付決定取消しを受けたことがある事業実施主体である場合。
 - (2) 取組主体において、家畜排せつ物の管理等が関係法令に基づき適切に行われ、施設整備後もその規模に応じて、適切な家畜排せつ物等の処理が行われる計画になっていない場合。
 - (3) Ⅰの各評価項目について、「全く認められない：0 点」と判断される項目が存在する場合。
 - (4) 地域住民等に対する事業説明が適切に実施されていないなど、事業が円滑に実施されることが見込まれない場合。

Ⅰ. 採点基準（共通）

採点基準	評価項目	評価の方法	配分基準	配点
1 有効性	(1) 課題設定	地域の実態についての現状分析(注)に基づいて、課題が正確に設定されているか。	十分認められる	5 点
		(注) 1 畜産・土づくり堆肥生産流通体制	概ね認められる	3 点

		<p>支援事業及び畜産・土づくり施設等導入支援事業においては、地域における家畜排せつ物の発生量や堆肥供給量、堆肥需用者の堆肥ニーズや需要量等</p> <p>2 畜産環境関連施設等導入支援事業においては、畜産経営と宅地の混住化の程度や悪臭等に係る苦情発生状況、地域の水源環境への負荷等</p>	<p>一部認められる 1点</p> <p>全く認められない 0点</p>
	(2) 目標の妥当性	<p>現状分析と目指すべき将来像を比較し、適切な事業規模となっているか(地域の構成員や実態に照らして、実現が見込めない過大な目標や、局所的・一時的で過小な目標になっていないか)。</p>	<p>十分認められる 5点</p> <p>概ね認められる 3点</p> <p>一部認められる 1点</p> <p>全く認められない 0点</p>
2 実現性	(1) 計画の実現可能性	<p>計画の実現可能性について、設定された課題を解決するため、各地域の実態を踏まえた固有の対応策として具体的かつ有効な方策であるか。</p>	<p>十分認められる 5点</p> <p>概ね認められる 3点</p> <p>一部認められる 1点</p> <p>全く認められない 0点</p>
	(2) 協議会の組織体制	<p>各構成員の役割や相互の連携について明確であり、事業遂行のために効果的な実施体制となっているか。また、事業遂行に係る経理その他の事務について適格な管理体制及び処理能力を有しているか。</p>	<p>十分認められる 5点</p> <p>概ね認められる 3点</p> <p>一部認められる 1点</p> <p>全く認められない 0点</p>
3 効率性	(1) 予算計画の妥当性	<p>協議会の活動規模、施設整備の規模、機能、利用方法が、事業実施計画で実施することとしている取組に照らして適切であるか。不必要な活動内容や機能を有する施設整備の内容となっていないか。</p>	<p>十分認められる 5点</p> <p>概ね認められる 3点</p> <p>一部認められる 1点</p> <p>全く認められない 0点</p>
	(2) スケジュールの妥当性	<p>目標達成のための妥当なスケジュールであるか。また、事業目的の達成のために必要な取組を過不足なく取り上げているか。その関係及び順序は適切か。</p>	<p>十分認められる 5点</p> <p>概ね認められる 3点</p> <p>一部認められる 1点</p> <p>全く認められない 0点</p>

4 公益性	(1) 地域の政策課題との整合性	事業実施計画が、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成 11 年法律第 112 号。以下「家畜排せつ物法」という。）に基づく都道府県計画や、地域の環境基準等と整合しているか。	十分認められる 概ね認められる 一部認められる 全く認められない	5 点 3 点 1 点 0 点
	(2) 地域への波及	協議会の取組の効果を地域に波及するための方法・計画についての話し合い等を通じて、具体的な方法・計画を明らかにしており、それが個々の経営体の実際の取組につながるような体制にあるか。	十分認められる 概ね認められる 一部認められる 全く認められない	5 点 3 点 1 点 0 点

II 採点基準

1 成果目標に係る基準

審査基準	評価の方法	配点
1 畜産・土づくり堆肥生産流通体制支援事業（堆肥造粒機等の導入を行う場合に限る） 畜産・土づくり施設等導入支援事業	<p>【堆肥】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取組主体における堆肥の生産量に占める（販売量の割合の増加） <ul style="list-style-type: none"> 10 ポイント以上・・・・・・・・ 2 点 20 ポイント以上・・・・・・・・ 3 点 30 ポイント以上・・・・・・・・ 4 点 （肥料業者への販売量の割合の増加） <ul style="list-style-type: none"> 10 ポイント以上・・・・・・・・ 2 点 20 ポイント以上・・・・・・・・ 3 点 30 ポイント以上・・・・・・・・ 4 点 <p>・次の（1）又は（2）の取組を行う事業実施計画については、それぞれ 3 点を加算できるものとする。</p> <p>（1）堆肥をペレット化する取組</p> <p>（2）広域流通（都道府県（北海道においては総合振興局）の境を超える運搬。離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項の規定により指定された離島振興対策実施地域、沖縄県並びに鹿児島県奄美市及び同県大島郡（以下「離島等」という。）においては海上輸送を伴うもの。）。</p>	最大 10 点

	<p>【液肥】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 取組主体における液肥の生産量に占める (販売量の割合の増加) <ul style="list-style-type: none"> 10 ポイント以上 2 点 20 ポイント以上 3 点 30 ポイント以上 4 点 (肥料業者への販売量の割合の増加) <ul style="list-style-type: none"> 10 ポイント以上 2 点 20 ポイント以上 3 点 30 ポイント以上 4 点 <p>・ 液肥の広域流通（都道府県（北海道においては総合振興局）の境を超える運搬。離島等においては海上輸送を伴うもの。）を行う取組にあつては、6 点を加算できるものとする。</p> <p>【焼却灰等】</p> <p>(成果目標の増加量)</p> <ul style="list-style-type: none"> 10 t 以上 2 点 50 t 以上 4 点 100 t 以上 6 点 500 t 以上 8 点 1,000 t 以上 10 点 	
<p>2 畜産環境 関連施設等 導入支援事 業</p>	<p>【浄化处理】</p> <p>現状の事業場排水 10 当たりの硝酸性窒素等を 20% 以上低減。</p> <ul style="list-style-type: none"> 20% 以上 2 点 35% 以上 4 点 50% 以上 6 点 65% 以上 8 点 80% 以上 10 点 <p>・ 水質汚濁防止法等に基づく規制地域であつて、一般排水基準未達となる場合にあつては 0 点とする。</p> <p>【悪臭低減】</p> <p>事業場との敷地境界線上の臭気指数を 11% 以上低減。</p>	<p>最大 10 点</p>

	<p>11%以上・・・・・・・・・・ 2点</p> <p>17%以上・・・・・・・・・・ 4点</p> <p>22%以上・・・・・・・・・・ 6点</p> <p>28%以上・・・・・・・・・・ 8点</p> <p>33%以上・・・・・・・・・・ 10点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・悪臭防止法に基づく規制地域であって、規制基準未達となる場合にあっては0点とする。 ・悪臭防止法に基づく規制地域外にあっては、臭気指数規制を導入している最寄りの指定地域における基準値に準ずる。 <p>※浄化処理及び悪臭低減の取組を実施する場合にあっては、両者のポイントの合計を2で除した点数（小数点以下は切り上げることにする。）を採点に用いることにする。</p>	
--	---	--

2 加算事項

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「みどり法」という。）に基づく計画の認定等に応じて、最大10点を加算することとする。

（実施計画の認定） 5点

取組主体が、みどり法に基づく以下の計画の認定を受けている場合。

- ・ 環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画
- ・ 基盤確立事業実施計画

（特定区域の設定） 5点

事業実施地域が、みどり法第16条第1項に規定する基本計画で定められた特定区域の全部若しくは一部を含む場合。

別添2（第16関係）

補助対象事業事務及び補助対象事業費の取扱い

第1 事業の実施

1 実施設計書の作成

(1) 事業実施主体は、事業実施計画等に基づき畜産環境対策総合支援事業補助金のうち畜産・土づくり施設等導入支援事業及び畜産環境関連施設等導入支援事業（以下「施設等導入支援事業」という。）を実施しようとするときは、あらかじめ理事会の議決等所要の手続を行って事業の施行方法等を決定した上で、実施設計書を作成し、都道府県知事に提出するものとする。

なお、複数年度で事業を実施する場合は、年度ごとの事業量及び事業費の区分を、事業内容に補助対象とあらない内容がある場合は、補助対象範囲の区分を、それぞれ実施設計書において明確にするものとする。

(2) 事業実施主体は、実施設計書を作成する能力がない場合には、設計事務所等に委託し、又は請け負わせてこれを作成するものとする。

ただし、製造請負工事に係る実施設計書については、事業実施主体における理事会の議決等所要の手続を行った上で、原則として、指名競争入札若しくは指名競争入札に準ずる方法（代行施行による競争見積等）により、施工業者を選定し、当該施工業者に実施設計書を提出させ、これを調整することにより作成するものとする。

ただし、必要性が明確である場合においては、指名競争入札等を行わず、単一の施工業者を選定することができるものとする。

2 予算の計上

事業実施主体は、予算案又は事業計画案を作成し総会等の議決を得るものとする。

なお、予算の計上又は事業計画の作成に当たっては、予算科目等において補助対象経費である旨を明示するとともに、補助対象外経費と一括計上する必要があるときは、明細等において補助対象経費を明確に区分しておくものとする。

3 地元負担金の調達

地元負担金（分（負）担金、夫役、現品、寄付金等）の賦課、徴収等の手続については、市町村（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条に定める一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）、農業協同組合（以下「農協」という。）、農業協同組合連合会（以下「農協連」という。）又は土地改良区にあっては、それぞれの関係法規の定めるところ等により、農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の10第1項に規定する事業を行う法人をいう。以下同じ。）、農事組合法人以外の農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条3項に規定する法人をいう。以下同じ。）、特定農業団体（農業経営基盤強

化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 23 条第 4 項に基づく団体をいう。以下同じ。）その他農業者の組織する団体等にあつては、関係者の総会等によって議決して行うものとする。

なお、地元負担金の調達にあつては適正な賦課基準等を定めて行うとともに、寄付金品を受けて、これに当てる場合には、その旨を明確にしておくものとする。

4 その他関係法規に基づく許認可

施設等導入支援事業に係る事業の実施に当たり、土地改良法（昭和 24 年 6 月 6 日法律第 195 号）に基づく施行認可、建築基準法（昭和 25 年 5 月 24 日法律第 201 号）等に基づく確認又は農地法に基づく転用の許可等を必要とするときは、事業実施主体等は、関係法規の定めるところにより、当該許認可等を得るものとする。

5 事業の着手

事業実施主体は、施設等導入支援事業に着手するときは、速やかにその旨を別記様式第 9 号により、都道府県知事に届け出るものとする。

6 事業の施行

(1) 施行方法

事業は次のアからエまでに掲げるとおり直営施行、請負施行、委託施行又は代行施行によって実施するものとし、1つの事業については1つの施行方法により実施することを原則とする。

ただし、事業費の低減を図るため適切と認められる場合には、1つの事業について工種又は施設等の区分を明確にして2つ以上の施行方法により施行することができるものとする。

なお、製造請負工事を伴わない建設工事の施行方法は、原則として請負施行によるものとする。

ア 直営施行

直営施行においては、事業実施主体は、実施設計書、仕様書及び設計図に基づき、直接、材料の購入、現場雇用労働者の雇用等を行い、所定の期間内に事業を施行するとともに、現場主任等を選任し、現場の事務の一切の処理に当たらせることにより、工事の適正な実施を図るものとする。選任された現場主任等は、適正な工事の実施を図るため、工事材料の検収、受払、現場雇用労働者の出役の確認等を行うほか、主要工事及び埋設又は隠ぺいにより工事完了後には明示できない部分の現場写真の撮影、工事日誌の記録等により工事の実施状況を明確にするものとし、併せて、工事期間中の事故防止等について、細心の注意を払うものとする。

イ 請負施行

請負施行においては、事業実施主体は、工事請負人を定め、実施設計書、仕様書及び設計図に基づき、かつ、所定の請負代金をもって、所定の期間内に工事を完了させるものとし、また、工事の請負方法、指導監督及び検査等は、次により行い、適正を期するものとする。

また、都道府県は、事業実施主体の適正な契約手続を確保する上で、必要な指導を行うものとする。

(ア) 請負方法

工事の請負契約は、原則として、一般競争入札に付するものとするが、一般競争入札に付し難い場合又は一般競争入札に付して落札に至らない場合（入札者がいない場合を除く。）にあつては、あらかじめ、別記様式第10号により、その理由、選定方法等を都道府県知事に報告し、適正な契約手続を確保するための必要な指示を受けた上で、指名競争入札に付するものとする。

なお、競争に参加する者はなるべく10者以上指名することとする。

また、事業実施主体は、入札終了後、速やかにその結果を別記様式第9号により、都道府県知事に報告するものとする。

ただし、次のいずれかに掲げる場合にあつては、随意契約によることができるものとする。なお、aの場合にあつては、競争入札に付し難い理由を、あらかじめ、別記様式第10号により、都道府県知事に報告し、適正な契約手続を確保するための必要な指示を受けるものとする。

また、b又はcに掲げる場合にあつては、契約保証金及び履行期限を除き、競争入札に付すときに定めた予定価格その他の条件を変更することができないものとする。

- a 事業実施主体が農事組合法人、農事組合法人以外の農地所有適格法人、特定農業団体その他農業者の組織する団体等である場合であつて、競争入札に付し難い事情があり、かつ、当該事業実施主体の総会等の同意を得る等の手続を行う場合又はPFI事業であつて事業実施主体が公共施設等の管理者等との協定等に基づき実施する場合
- b 一般競争入札に付して入札者がいない場合
- c 指名競争入札に付して落札に至らなかった場合

事業実施主体は、契約手続の透明性を確保するため、補助対象事業費に係る契約に関し、競争契約による入札結果については全入札者及び入札金額を、随意契約については契約の相手方及び契約金額を、閲覧等の方法により原則公表するものとする。

(イ) 工事の指導監督

事業実施主体は、請負契約と同時に、請負人から工程表等を提出させるとともに、請負人に現場代理人を定めさせ、当該現場代理人に工事の施行・施工管理に関する一切の事項を処理させるものとする。

また、事業実施主体は、現場監督員等を選任し、請負契約書、実施設計書、仕様書及び設計図に定められた事項について、工程表のとおり工事が実施されるよう指導監督等に当たらせるほか、主要工事及び埋設又は隠ぺいにより工事完了後には明示できない部分の現場写真を撮影させ、工事の記録

等を行わせるものとする。

(ウ) 工事の検査及び引渡し

事業実施主体は、請負人が工事を完了したときは、当該請負人から工事完了届を提出させるとともに、請負契約書に定められた期間内にしゅん功検査を行った上で、引渡しを受けるものとする。この場合において、しゅん功検査に合格しないときは、期間を定めて請負人に手直し工事を行わせ、再度検査を行った後に、引渡しを受けるものとする。また、当該検査に合格した工事については、請負人に引取証を交付するものとする。

ウ 委託施行

委託施行においては、事業実施主体は、工事の委託先を定め、受託者に実施設計書、仕様書及び設計図に基づき、かつ、所定の委託金額をもって、所定の期間内に工事を完成させるとともに、工事に要した経費の明細書の提出を受けて、工事費の精算を行うものとする。また、委託施行とする場合は、第1の1の(1)に定める理事会の議決等所要の手続を行うほか、請負施行との比較検討を行い、委託施行によることとした理由を明確にしておくものとする。

なお、委託施行における工事の指導監督、検査及び引渡し等については、請負施行に準じて適正に行うものとする。

エ 代行施行

代行施行においては、事業実施主体である農協、農業者の組織する団体等が、事業の施行管理能力を有する設計事務所又は農協連（以下「代行者」という。）との間で、産地基幹施設等の基本設計の作成（必要な場合に限る。）、実施設計書の作成又は検討、工事の施行、施工管理（工事の監理を含む。）等を一括して委託する代行施行契約を締結するものとし、これに基づき、委託を受けた代行者（以下「受託代行者」という。）は、完了予定期日までに実施設計書に基づく工事を完了して事業実施主体に引き渡すとともに、施行の責任を負うものとする。

また、事業実施主体及び受託代行者は、事業の実施に当たっては、次により適正を期するものとし、都道府県は、事業実施主体に対し、適正な契約手続を確保する上で必要な指導を行うものとする。

(ア) 代行施行の選択

事業実施主体は、代行施行を選択する場合は、別記様式第11号により、代行施行によることの理由を明確にし、理事会の議決等所要の手続を行うものとする。

(イ) 代行者の選択

代行施行契約は、原則として、一般競争入札に付するものとするが、一般競争入札に付し難い場合又は一般競争入札に付して落札に至らない場合（入札者がいない場合を除く。）にあつては、あらかじめ、別記様式第10号により、その理由、選定方法等を都道府県知事に報告し、適正な契約手続を

確保するための必要な指示を受けた上で、指名競争入札に付するものとする。

なお、競争に参加する者はなるべく10者以上指名することとする。また、事業実施主体は入札終了後、速やかにその結果を別記様式第9号により、都道府県知事に報告するものとする。

ただし、次のいずれかに掲げる場合にあっては、随意契約によることができるものとする。なお、a又はbに掲げる場合にあっては、契約保証金及び履行期限を除き、競争入札に付すときに定めた予定価格その他の条件を変更することができないものとする。

a 一般競争入札に付して入札者がいない場合

b 指名競争入札に付して落札に至らなかった場合

事業実施主体は、契約手続の透明性を確保するため、補助対象事業費に係る契約に関し、競争契約による入札結果については全入札者及び入札金額を、随意契約については契約の相手方及び契約金額を、閲覧等の方法により原則公表するものとする。

(ウ)建設委員会の設置等

代行施行においては、事業実施主体及び受託代行者の連携を緊密にし、補助対象事業の目的に即して適正に工事等を実施する必要があることから、事業実施主体及び受託代行者は、建設委員会等を設置し、適宜、協議を行うものとする。

また、受託代行者は、当該工事等の施工管理担当者を定め、これを事業実施主体に通知するものとし、事業実施主体及び受託代行者は、当該施工管理担当者を建設委員会等の委員に加えること等により、工事等の施行体制を整備するものとする。

(エ)施工業者の選定

建築施工業者、機械、施設の製造請負人の選定は、事業実施主体及び受託代行者の協議により入札参加申請のあった者について、資格要件を審査し、その結果を当該申請者に通知するとともに、公正な競争入札を行わせること等により、適正を期するものとする。

また、事業実施主体は施工業者選定後、速やかにその結果を別記様式第9号により、都道府県知事に報告するものとする。

事業実施主体は、契約手続の透明性を確保するため、補助対象事業費に係る契約に関し、競争契約による入札結果については全入札者及び入札金額を、随意契約にあっては契約の相手方及び契約金額を、閲覧等の方法により原則公表するものとする。

(オ)支給品の取扱い

受託代行者が施工業者に工事材料を支給する場合には、実施設計書の作成の段階のみならず、施工業者が選定され、受託代行者と施工業者の間で請

負契約を行う段階においても、再度見直しを行い、工事材料を支給品とすることの適否を十分に検討することにより、事業実施の適正を期するものとする。

また、受託代行者は、工事材料を支給品とすることについては、あらかじめ、事業実施主体と協議するとともに、補助対象事業の目的に即した優良な工事材料が適正価格をもって使用されることにより事業費の低減を図ることを旨として、決定するものとする。

(カ) 工事監督

受託代行者は、(エ)により施工業者を選定し、請負契約を締結すると同時に、当該施工業者から工程表等を提出させるとともに、現場代理人等を定めさせるものとする。

また、(ウ)の施工管理担当者は、実施設計書、工程表等に即した工事材料の検収及び工事の指導監督に当たるとともに、工事監督の記録、主要工事及び埋設又は隠ぺいにより工事完了後には明示できない部分の現場写真の撮影等により工事の実施状況を記録するものとする。

(キ) 工事の検査及び引渡し

受託代行者は、施工業者が工事を完了したときは、当該施工業者から工事完了届を提出させるとともに、必要な場合には試運転等を行わせ、請負契約書に定められた期間内にしゅん功検査を行った上で、引渡しを受け、これを事業実施主体に引き渡すものとする。この場合において、しゅん功検査に合格しないときは、期間を定めて当該施工業者に手直し工事を行わせ、再度検査を行った後に引渡しを受けるものとする。

(ク) 精算

事業実施主体は、受託代行者から産地基幹施設の引渡しを受けるに当たっては、同時に、受託代行者から工事に要した経費の明細書、必要な証拠書類の写し、出来高設計書等の提出を求め、内容を確認した上で、受託代行者と締結した契約書に基づく期間内に代行施行管理料及び製造請負管理料の支払いを含む精算を行うものとする。

(2) 契約の適正化

施設等導入支援事業に係る契約については、(1)に定めるもののほか「補助金等予算執行事務に関する適正化措置について」(平成9年5月9日付け9経第895号農林水産省大臣官房経理課長通知)により、契約の手續等の一層の公平性、透明性等を図るものとする。

ア 入札の公告

一般競争入札については、公告期間は10日間以上(土日祝祭日を含まない)を確保するものとし、公告は当該事業実施主体及び上部機関等のホームページ、掲示その他の方法により行い、広く周知に努めるものとする。

イ 施設等導入支援事業における利益等排除について

本事業において、補助対象経費の中に事業実施主体の自社製品の調達又は関係会社からの調達分（工事を含む。）がある場合、補助対象事業の実績額の中に事業実施主体の利益相当分が含まれることは補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられるため、以下の（ア）から（ウ）までに掲げる場合には、それぞれ、当該（ア）から（ウ）までに定める利益等排除の方法に従い、適正に利益等排除するものとする。

ただし、100%同一の資本に属するグループ会社及び関連会社以外の者を含む2者以上の応札の結果、当該会社が落札した場合は、利益等排除は不要とする。

利益等排除の対象範囲は、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社を用いて判断するものとする。

（ア）事業実施主体の自社調達の場合

原価をもって補助対象経費とする。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいう。

（イ）100%同一の資本に属するグループ会社からの調達の場合

取引価格をもって補助対象額とする。

ただし、補助金の交付額の上限は当該調達品の製造原価とし、当該製造原価が証明できない場合は、補助対象としない。

（ウ）事業実施主体の関係会社からの調達の場合

取引価格をもって補助対象経費に計上する。

ただし、補助金の交付額の上限は当該製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計額とし、当該製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計額が証明できない場合は、補助対象としない。

なお、「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、関係資料等により、それが当該調達品に対する経費であることが証明されることを要するものとする。

ウ 社会保険への加入徹底等について

事業実施主体は、建設工事を発注する際に、請負代金内訳書において、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費の記載を明示させるものとする。

なお、施工業者に対し、工事の施工について、社会保険加入企業に限定する旨の「誓約書」を提出するよう働きかけるものとする。

（3）談合等不正行為の防止

ア 事業実施主体（受託代行者を含む。ウからオまでにおいて同じ。）は、「工事の請負契約に係る契約書について」（平成7年10月24日付け7経第1492号農林水産事務次官依命通知）第54条の2（A）を例として、施設等導入支

援事業業に係る工事の請負契約又は代行施行契約等の契約書に、談合等不正行為があった場合の違約金等に係る条項を設けるなど、談合等不正行為の防止に努めるものとする。

イ 施設等導入支援事業に係る工事において、刑法の競争入札妨害罪、談合罪等により関係者が起訴された場合又は公正取引委員会の排除措置命令若しくは課徴金納付命令が出された場合は、都道府県知事は、「補助事業等における談合等の不正行為に係る違約金等の取扱いについて」（平成 19 年 11 月 20 日付け 19 経第 1245 号農林水産省大臣官房経理課長通知）に基づき、速やかに必要な手続等を行うものとする。

ウ 事業実施主体は、施設等導入支援事業業に係る工事の請負契約又は代行施行契約の入札又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に当たっては、「談合等により指名停止を受けている事業者の補助事業等における取扱いについて」（平成 27 年 1 月 26 日付け 26 経第 1258 号農林水産省大臣官房長通知）に基づき（地方公共団体にあっては準じて）、競争入札等に参加しようとする者に対し、農林水産省の機関から指名停止の措置等を受けていない旨の申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させないものとする。

エ 事業実施主体は、施設等導入支援事に係る工事の競争入札等に当たっては、競争入札等に参加しようとする者に対し、事業実施年度（複数年の場合には初年度）の前年度に会計検査院から不当事項として指摘された工事等への関与の有無及び経緯に係る申立書の提出を求め、関与が認められる場合には、事業実施主体は当該者を競争入札等に参加させないことができる。

オ 事業実施主体は、役職員による秘密情報（役職員が競争入札等の業務において職務上知り得た秘密をいう。以下同じ。）の漏えい防止措置（以下「秘密情報漏えい防止措置」という。）を講ずるものとする。

また、事業実施主体は、当該職員に対し秘密情報の漏えいを防止すべき旨を周知徹底するものとする。

カ 事業実施主体は、代行施行契約に係る競争入札等の公告時において、契約の相手方となる者は契約締結時までに秘密情報漏えい防止措置を講ずることとする旨を提示する。

また、契約時には、相手方から情報管理の方法を定めた規程等を提出させることにより、当該相手方が秘密情報漏えい防止措置を講じていることを確認するものとする。

7 会計経理

会計経理は、次に掲げる事項に留意して適正に処理するものとする。

- (1) 補助対象事業費の経理は、独立の帳簿を設定する等の方法により、他の経理と区分して行うものとする（補助対象外事業費を含む全事業費を一括して経理する場合にも、補助対象事業費については区分を明確にしておくこと。）。

- (2)分（負）担金の徴収に当たっては、分（負）担金の徴収の根拠法規を有するものはもとより、特定農業団体、その他農業者の組織する団体等の根拠法規のない場合にも請求書を発行する等の方法により、個人別分（負）担を明確にするとともに徴収の都度、領収書を発行しておくこと。
- (3)事業費の支払いは、工事請負人等からの支払い請求に基づき、出来高を確認の上行うものとし、その都度領収書を受領しておくこと。
- (4)金銭の出納は、金銭出納簿等及び金融機関の預金口座等を設けて行うこと。
- (5)領収書等金銭の出納に関する書類は、日付順に整理し処理のてん末を明らかにしておくこと。

8 未しゅん功工事の防止

事業実施主体は、「未しゅん功工事について」（昭和 49 年 10 月 21 日付け 49 経第 2083 号農林事務次官依命通知）、「未しゅん功工事の防止について」（昭和 55 年 3 月 1 日付け 55 経第 312 号農林水産大臣官房長通知）及び「未しゅん功工事の防止について」（昭和 55 年 10 月 30 日付け 55 経第 1995 号農林水産事務次官依命通知）により、未しゅん功工事の防止に努めるものとし、必要に応じて予算の繰越し等の手続を行うものとする。

第 2 事業完了に伴う手続

1 しゅん功届

事業実施主体は、工事が完了したときは、速やかにその旨を別記様式第 12 号により、都道府県知事に届け出るものとする。

都道府県知事は、必要に応じ施設等導入支援事業に係る事業のしゅん功検査等を実施し、不適正な事態がある場合は手直し等の措置を指示し、補助対象事業の適正を期するものとする。

2 事業の実績報告

事業実施主体は、補助対象事業が完了したときは、実績報告書に出来高設計書等を添付して都道府県知事に報告するものとする。

なお、都道府県知事は当該報告がなされた場合、交付決定に基づく補助対象事業が適正に完了したことを確認するものとする。

3 その他関係法規に基づく手続

事業完了に伴って、土地改良法に基づく工事完了届又は建築基準法に基づく使用承認等を必要とするときは、事業実施主体は、関係法規の定めるところにより、それぞれ所要の手続を行うものとする。

第 3 関係書類の整備

事業実施主体は、補助対象事業の実施に係る、次に掲げる関係書類等を整理保存しておくものとする。

1 予算関係書類

(1) 事業実施に関する議会（総会）の議事録及び代行施行の選択（別記様式第 11 号）

(2) 予算書及び決算書

(3) 分（負）担金賦課明細書

(4) その他

2 工事施工関係書類

(直営の場合)

(1) 実施設計書、出来高設計書

(2) 工事材料検収簿、同受払簿

(3) 賃金台帳、労務者出面簿

(4) 工事日誌及び現場写真

(5) その他

(請負の場合)

(1) 実施設計書、出来高設計書

(2) 入札てん末書

(3) 請負契約書

(4) 工事完了届及び現場写真

(5) その他

3 経理関係書類

(1) 金銭出納簿

(2) 分（負）担金徴収台帳

(3) 証拠書類（見積書、請求書、入出金伝票、領収書及び借用証書等）

(4) その他

4 往復文書

交付申請から実績報告に至るまでの申請書類、交付決定に当たっての書類及び設計書等

5 施設管理関係書類

(1) 管理規程又は利用規程

(2) 財産管理台帳

(3) その他

第 4 補助対象事業費の内容、構成及び積算

1 補助対象事業費の内容

工事費（製造請負工事費及び機械器具費を含む。）、実施設計費及び工事雑費

2 補助対象事業費の構成

補助対象事業費の構成は、別表 3 を標準とする。

3 補助対象事業費の積算及び取扱い

補助対象事業費は、それぞれの施行方法に応じ、次により積算するものとする。

また、1事業が2以上の施行方法により施行される場合には、それぞれの施行方法別に区分して積算するものとする。

なお、直営施行については、補助対象事業費の構成・積算等に当たり、諸経費（現場管理費、一般管理費等）を計上しないものとする。その他の工事費の積算等については、請負施行に準ずるものとする。

建築工事を伴うものについては、工事費、実施設計費及び工事雑費に区分して積算するものとする。

(1) 工事費

ア 積算の方法

工事費は、都道府県において使用されている単価及び歩掛りを基準として、現地の実情に即した適正な現地実行価格によるものとし、建設工事費は、直接工事費、共通費及び消費税等相当額に、製造請負工事費は、機械器具・機材費、運搬費及び組立・据付工事費に、機械器具は、本機、附属作業機等に区分して積算するものとする。

さらに、直接工事費は、実施設計書の表示に従って種目ごとに建築工事、電気設備及び機械設備工事等に区分し、共通費は、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等に区分してそれぞれ積算するものとする。

この場合、各費目の積算に使用する材料等の価格等には、消費税及び地方消費税に相当する分を含まないものとし、また、製造請負工事費及び機械器具費の積算は、必要性が明確である場合に限り、性能の比較検討等を行った上、機種等を選定して行うことができるものとする。

イ 支給品費

(ア) 支給品費は、請負施行及び委託施行にあつては事業実施主体が、代行施行にあつては受託代行者が、請負人等に、原則として無償で支給する工事材料費とし、請負施行等に係る工事費部分と区分して工事費に計上するものとする。

(イ) 支給品費の積算は、支給材料の仕入価格に支給材料の保管、運搬、管理等に必要な経費を加えた額とする。

(ウ) 事業実施主体又は受託代行者が、請負人等に対し、工事材料費の支給に代えて工事材料を支給する場合であつて、工事材料を支給することが工事費の低減になるときは、原則として、支給した工事材料を支給品費として積算するものとする。

ウ 共通仮設費

共通仮設費は、建物、工作物の各種の直接工事に共通して必要な別表4に掲げる費用とし、その積算は、当該直接工事の規模、工事期間等の実情に応じて適正に行うものとする。

エ 諸経費

(ア) 諸経費は、請負施行、委託施行及び代行施行においては請負人等、直営

施行においては公社が必要とする、別表 5 に掲げる現場管理費及び別表 6 に掲げる一般管理費等とする。

(イ) 諸経費は、原則として、現場管理費、一般管理費等に区分して積算するものとし、それぞれ直接工事費に対して適切な率以内とする。

ただし、直営施行における公社の一般管理費等率については、利益相当率を除くものとする。

オ 消費税等相当額

消費税等相当額は、消費税及び地方消費税に相当する分を積算するものとし、その積算は、工事価格等に消費税及び地方消費税の税率を乗じたものとする。

(2) 測量試験費

測量試験費は、工事のための測量、試験、設計等に必要な雇用賃金、機械器具、消耗品及び委託費又は請負費とする。

(3) 実施設計費

実施設計費は、設計に必要な調査費（地質、水質その他施設の規模、構造、能力等設計に必要な諸条件を調査するために必要な費用をいう。）及び設計費（設計に必要な費用をいう。）とし、当該実施設計を委託し、又は請け負わせる場合に限り、補助対象とするものとする。

なお、当該実施設計と併せて工事の施工監理を建築士事務所等に委託し、又は請け負わせる場合においては、当該監理料を実施設計費に含めることができるものとする。

ただし、代行施行にあつては、当該監理料を実施設計費に含めないものとする。

(4) 工事雑費

工事雑費は、事業実施主体が事業を実施するに伴い、現地事務所等において、直接必要とする別表 7 に掲げる使途基準を満たす経費とし、事業の施行態様に応じて積算するものとする。その額は、原則として、工事価格及び測量試験費（実施設計費を含む。）の合計額の 3.5 パーセントに相当する額以内とする。

なお、公社一般管理費については、公社が都道府県知事と協議して定める算定方式により算定する額を計上することができるものとする。

(5) 代行施行の製造請負工事に係る製造請負管理料代行施行の製造請負工事に係る製造請負管理料の額は、機械器具・機材費、運搬費及び組立・据付工事費の 5 パーセントに相当する額以内とする。

また、その上限額は 2,000 万円とし、施設全体の製造請負工事を単位として適用するものとする。

ただし、以下のアからウまでの要件をすべて満たす場合には、同一施設の製造請負工事であっても、設備ごとに区分した契約を単位として適用するこ

とができるものとする。

なお、特許権に係る設備の場合は、次の要件に関わりなく区分できるものとする。

ア 交付決定された施設の事業費のうち、製造請負工事費が10億円を超えること。

イ 施設の中の機能が、設備ごとに大きく異なり各々独立して稼働すること。

ウ 設備ごとの技術の専門性が高いため、一請負業者が統括して施工することが困難であること。

第5 施設等導入支援事業により整備した施設等の管理運営等について

事業実施主体は、施設等導入支援事業により補助金を受けて整備した施設等(以下「施設等」という。)を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕、改築等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図り適正に管理運営するものとする。

1 管理主体

管理運営を委託する場合には、管理主体は原則として、別紙2の第3に定める取組主体の範囲とする。

この場合において事業実施主体は、管理の委託を受ける者との間で、管理を委託する施設等の種類、設置場所、移管の年月日、管理方法、管理の委託を受ける者の権利、義務等必要な事項において協議し、委託契約を締結するものとする。

なお、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2の規定に基づく「公の施設」については、条例の定めるところにより地方公共団体から指定を受けた法人その他の団体に施設の管理を委託する場合、別紙2の第3に定める取組主体以外の民間事業者であっても、施設の管理を行うことができる。

2 管理方法

(1) 事業実施主体は、施設等の管理状況を明確にするため交付等要綱別記様式第10号による財産管理台帳を備え置くものとする。

(2) 事業実施主体は、その管理する施設等について、所定の手続を経て管理規程又は利用規程を定めることにより適正な管理運営を行うとともに、施設等の継続的活用を図り得るよう必要な資金の積立に努めるものとする。特に、補助金を受けて圧縮記帳を行っている場合には、留意するものとする。

(3) (2)の管理規程又は利用規程には、次に掲げる事項のうち施設等の種類に応じ必要な項目を明記するものとする。

ア 事業名及び目的

イ 種類、名称、構造、規模、型式及び数量

ウ 設置場所

エ 管理主体名並びに管理責任者の役職及び氏名

オ 利用者の範囲

- カ 利用方法に関する事項
- キ 利用料に関する事項
- ク 保全に関する事項
- ケ 償却に関する事項
- コ 必要な資金の積立に関する事項
- サ 管理運営の収支計画に関する事項
- シ その他必要な事項

(4) 事業実施主体は、施設等の管理運営状況を明らかにし、その効率的運用を図るため、施設等の管理運営日誌又は施設利用簿等を適宜作成し、整備保存するものとする。

3 財産処分等の手続

(1) 事業実施主体は、施設等について、その処分制限期間（都道府県が事業実施主体である場合にあっては農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号）別表に規定する処分制限期間、その他のものが事業実施主体である場合にあっては減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に規定する耐用年数に相当する期間をいう。以下同じ。）内に当初の補助目的に即した利用が期待し得ないことが明らかになり、適正化法第 22 条に基づく財産処分として、当該施設等を当該補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊そうとするとき等は、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」（平成 20 年 5 月 23 日付け 20 経第 385 号農林水産省大臣官房経理課長通知。以下「承認基準」という。）の定めるところにより、都道府県知事の承認を受けなければならない。

この場合において、都道府県知事は、当該申請の内容を承認するときは、承認基準の定めるところにより、その必要性を検討するとともに、あらかじめ、地方農政局長等の承認を受けなければならない。

(2) 災害の報告

ア 事業実施主体は、天災その他の災害により、補助対象事業が予定の期間内に完了せず、又は補助対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその旨を都道府県知事に報告し、その指示を受けるものとする。

なお、報告に当たっては、災害の種類、被災年月日、被災時の工事進捗度、被災程度、復旧見込額及び防災、復旧措置等を明らかにした上で被災写真を添付するものとする。

また、都道府県知事は、必要がある場合、現地調査等を実施し、報告事項の確認を行うものとする。

イ 事業実施主体は、施設等について、処分制限期間内に天災その他の災害による被害が発生したときは、直ちに、別記様式第 13 号により、都道府県知事に報告するものとする。

都道府県知事は、当該報告を受けたときは、当該施設等の被害状況を調査確認し、遅滞なく、調査の概要、対応措置等を付し別記様式第 13 号により、地方農政局長等に報告するものとする。

なお、都道府県が事業実施主体として災害による報告を行う場合も同様とする。この場合、地方農政局長等は必要に応じて事業実施主体に対し指導を行うものとする。

ウ 前号の報告の後、当該施設等の復旧が不可能であると判断した場合にあっては、承認基準の定めるところにより、農林水産大臣等に報告を行い、その確認を受けるものとする。

4 増築等に伴う手続

(1) 事業実施主体は、施設等の移転、更新、生産能力、利用規模若しくは利用方法等に影響を及ぼすと認められる変更を伴う増築、模様替え等（以下「増築等」という。）を当該施設等の処分制限期間内に行うときは、あらかじめ、別記様式第 14 号により、都道府県知事に届け出るものとする。

(2) 都道府県知事は（1）による届出があった場合、当該増築等の必要性を検討するとともに、あらかじめ、別記様式第 14 号により、地方農政局長等に届け出て、必要に応じその指示を受けるものとする。

都道府県が事業実施主体として（1）に定める増築等の届出を行う場合も同様とする。

5 移管手続

(1) 事業実施主体は、施設等について、処分制限期間内に農協等の広域合併等により移管を行ったときは、直ちに、別記様式第 15 号により、都道府県知事に報告するものとする。

(2) 都道府県知事は、（1）の報告を受けたときは、当該施設等の移管状況を調査確認し、遅滞なく、調査の概要及び対応措置等を付し別記様式第 15 号により、地方農政局長等に報告するものとする。